

伊勢崎市手数料条例（抜粋）

別表第6（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定又は同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を、当該申請に係る建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）のうち同時に当該認定又は変更認定を申請する住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の数（以下「同時申請住宅数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の手数料を納付しなければならない。

| 建築物全体の住宅の数 | 金額 |
|-----------------|----------|
| 1戸のもの | 18,000円 |
| 2戸以上5戸以下のもの | 33,000円 |
| 6戸以上10戸以下のもの | 52,000円 |
| 11戸以上25戸以下のもの | 92,000円 |
| 26戸以上50戸以下のもの | 161,000円 |
| 51戸以上100戸以下のもの | 279,000円 |
| 101戸以上200戸以下のもの | 514,000円 |
| 201戸以上のもの | 725,000円 |

- 2 申請者は、当該申請に係る建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合においては、前項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に4,200円を加えて得た額の手数料を納付しなければならない。

| 建築物全体の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。） | 金額 |
|--|----------|
| 200平方メートル以下のもの | 105,000円 |
| 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの | 126,000円 |
| 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの | 210,000円 |
| 1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以下のもの | 315,000円 |
| 1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの | 420,000円 |
| 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの | 525,000円 |
| 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの | 683,000円 |

| | | |
|-----------------------------------|------------|------------|
| 5,000平方メートルを超え7,500平方メートル以下のもの | 型数が20以下のもの | 840,000円 |
| | 型数が21以上のもの | 945,000円 |
| 7,500平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 型数が20以下のもの | 998,000円 |
| | 型数が21以上のもの | 1,103,000円 |
| 10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以下のもの | 型数が30以下のもの | 1,470,000円 |
| | 型数が31以上のもの | 1,680,000円 |
| 15,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの | 型数が30以下のもの | 1,680,000円 |
| | 型数が31以上のもの | 1,995,000円 |
| 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの | 型数が30以下のもの | 2,205,000円 |
| | 型数が31以上のもの | 2,520,000円 |
| 30,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの | 型数が30以下のもの | 2,730,000円 |
| | 型数が31以上のもの | 3,045,000円 |
| 40,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの | 型数が30以下のもの | 3,255,000円 |
| | 型数が31以上のもの | 3,570,000円 |
| 50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの | 型数が30以下のもの | 4,830,000円 |
| | 型数が31以上のもの | 5,145,000円 |
| 100,000平方メートルを超えるもの | 型数が30以下のもの | 5,250,000円 |
| | 型数が31以上のもの | 5,775,000円 |

- 3 申請者は、当該申請に係る建築物が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により設計されたものの場合においては、前2項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額を同時申請住宅数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の手数料を納付しなければならない。

| 建築物全体の床面積 | 金額 |
|----------------------------------|----------|
| 2,000平方メートル以下のもの | 42,000円 |
| 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの | 74,000円 |
| 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの | 105,000円 |
| 50,000平方メートルを超えるもの | 158,000円 |

- 4 申請者は、当該申請に係る建築物が1戸建ての住宅の場合においては、第1項の手数料のほか、申請1件につき、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

| | |
|-----------------|---------|
| 200平方メートル以下のもの | 53,000円 |
| 200平方メートルを超えるもの | 63,000円 |

- 5 申請者が、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものを添えて当該申請をする場合にあっては、前3項の規定は、適用しない。

- 6 申請者は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、申請1件につき、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定により確認を申請する者が、別表第3に規定する手数料に相当する額を同時申請住宅数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の手数料を納付しなければならない。

- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者は、申請1件につき、12,000円の手数料を納付しなければならない。